て確定した金額については、未確定更生債権が確定した日から３か月以内で管財人の指定する日に一括弁済する。

なお、更生手続開始後の利息及び遅延損害金部分の金額が未定となっているものについては、第３章第１節第１の２の定めに従い、本更生計画認可決定日までに発生した額で確定するものとする。

第２節　未確定の更生債権

第１　未確定更生債権の内容

別表14「未確定更生債権一覧表」記載の更生債権については、「未確定の理由」欄記載のとおり、本更生計画案提出日において未確定となっている。これらの更生債権が確定した場合には、かかる未確定更生債権についても、後記第２の定めに従って取り扱う。

第２　未確定更生債権の措置

未確定更生債権については、確定するまでの間、弁済又は権利の変更を一切行わない。

未確定更生債権が確定した場合、存在が確定した部分について、子会社に関しては第３章第３節第１の定めを、孫会社に関しては同節第２の定めを適用する。かかる適用にあたっては、「本更生計画認可決定日」とあるものは、「本更生計画認可決定日又は未確定更生債権が確定した日のいずれか遅い日」に、「換価回収終了日」とあるものは、「換価回収終了日又は未確定更生債権が確定した日のいずれか遅い日」と読み替える。

第５章　担保権等の措置

第１節　存続する担保権

別表15―１乃至15―９「存続する担保権一覧表（預金債権質権）」記載の各預金に設定された担保権（第３章第１節第３の２の定めに基づき設定された預金債権質権を含む。）は、本更生計画認可決定後も、「新しい債権額」欄記載の額に被担保債権額を変更した上で存続する。

当該担保権は、管財人が第３章第１節第１の２の定めに基づく弁済の実施日を定めた場合、かかる実施日に消滅する。

第２節　存続しない担保権

別表16―１乃至16―３「存続しない担保権一覧表」記載の担保権その他更生会社の財産上に存する更生債権等を被担保債権とする担保権で、前記第１節において存続する担保権として掲げた担保権以外の担保権は、本更生計画認可決定日に全て消滅する。存続しない担保権がある場合、当該担保権に係る担保権者は、本更生計画認可決定後直ちに、当該担保権の抹消に必要な手続及びこれに必要な一切の書類を管財人に対して交付しなければならない。

第６章　弁済資金の調達方法等

第１節　弁済資金の調達方法

更生債権等の弁済資金は、主として、本スポンサーから受領した本事業譲渡の対価及び換価対象資産の換価額等をもってこれに充てる。

第２節　予想超過収益金の使途

更生手続の終結までに、本更生計画における予想を超過する収益金が生じた場合、当該収益金から、共益債権の支払も含めた更生会社の更生手続及び清算手続の遂行に必要と見込まれる一切の費用を控除し、余剰金が存する場合、当該余剰金の金額を弁済原資として、寛一商店、アサヒ調剤薬局、ハヤシデラ及びソフトリーにおいて、第３章第３節第１の２⑵ウの定めに従い、最終弁済を行う。

第７章　共益債権・少額債権等の弁済

第１節　共益債権の弁済

第１　支払済共益債権

管財人が更生手続開始申立日の翌日である2024年７月27日から2025年２月28日までに支払った共益債権の額は、別表17―１乃至17―９「共益債権支払実績及び未払残高表」記載のとおりである。

第２　未払共益債権

更生会社の2025年２月28日現在の未払共益債権の額は、別表17―１乃至17―９「共益債権支払実績及び未払残高表」記載のとおりである。

第３　弁済方法

共益債権については、随時弁済する。

第２節　少額債権等の弁済

管財人が会社更生法第47条第５項前段の規定により裁判所の許可を得て支払った少額債権等は、別表18―１乃至18―９「弁済した更生債権等一覧表」記載のとおりである。

第８章　更生会社の措置

第１節　なぎさ薬局グループの吸収合併

なぎさ薬局グループは、本更生計画認可決定日において、以下の条件に従い、以下の順番に従って、吸収合併を行う。

第１　寛一商店を吸収合併存続会社、アサヒ調剤薬局、ハヤシデラ、ソフトリー、共生商会、ハーベリィ科学研究所、ライフプランニング、新潟医薬及びさくら調剤薬局を吸収合併消滅会社とする吸収合併

１　吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所

吸収合併存続会社の商号：寛一商店株式会社（本認可決定日後においてはなぎさアセットマネジメント株式会社）

吸収合併存続会社の住所：京都府京都市中京区一之船入町537番20号ＦＩＳ御池ビル９階

（本認可決定日後においては東京都千代田区大手町１―１―２大手門タワー）

吸収合併消滅会社の商号：アサヒ調剤薬局株式会社

吸収合併消滅会社の住所：北海道函館市松陰町24番１号

吸収合併消滅会社の商号：有限会社ハヤシデラ

吸収合併消滅会社の住所：滋賀県東近江市八日市緑町13番14号

吸収合併消滅会社の商号：株式会社ソフトリー

吸収合併消滅会社の住所：新潟県長岡市曲新町687―４

吸収合併消滅会社の商号：有限会社共生商会

吸収合併消滅会社の住所：青森県青森市大字安田字近野１番地329

吸収合併消滅会社の商号：株式会社ハーベリィ科学研究所

吸収合併消滅会社の住所：北海道函館市桔梗一丁目２番９号

吸収合併消滅会社の商号：有限会社ライフプランニング

吸収合併消滅会社の住所：新潟県新潟市中央区関屋田町一丁目117番地１

吸収合併消滅会社の商号：新潟医薬株式会社

吸収合併消滅会社の住所：新潟県新潟市中央区関屋田町一丁目117番地１

吸収合併消滅会社の商号：有限会社さくら調剤薬局

吸収合併消滅会社の住所：新潟県新潟市東区粟山三丁目１番８号

２　権利義務の承継

前記１の吸収合併存続会社は、前記１の吸収合併消滅会社の権利義務一切を承継する。

３　吸収合併に際して交付する金銭等に関する事項

前記１の吸収合併存続会社は、吸収合併に際して、前記１の吸収合併消滅会社の更生担保権者及び更生債権者並びに株主に対して、株式又は金銭その他の財産を交付しない。

４　効力発生日

吸収合併の効力発生日は、本更生計画認可決定日の翌日とする。

第２　寛一商店を吸収合併存続会社、メディカルアソシエイツを吸収合併消滅会社とする吸収合併

１　吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所

吸収合併存続会社の商号：寛一商店株式会社（本認可決定日後においてはなぎさアセットマネジメント株式会社）